

学校教育法等の一部を改正する法律 新旧対照条文 目次

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）（第一条関係）	1
○ 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第三百二十二号）（抄）（第二条関係）	3
○ 文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律（昭和二十四年法律第四百十九号）（抄）（第三条関係）	7
○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律（昭和三十七年法律第六十号）（抄）（第四条関係）	11
○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第八十二号）（抄）（第五条関係）	12
○ 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）（第六条関係）	24
○ 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）（抄）（第七条関係）	41
○ 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）（抄）（附則第六条関係）	49
○ 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）（抄）（附則第七条関係）	50
○ 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）（抄）（附則第八条関係）	51
○ 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（抄）（附則第九条関係）	53
○ 著作権法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十号）（抄）（附則第十条関係）	54

改正後	改正前
<p>第三十四条 小学校においては、<u>教科書</u>（文部科学大臣の検定を経た<u>教科用の教材</u>又は文部科学省が著作の名義を有する<u>教科用の教材</u>をいう。次項及び附則第九条において同じ。）を使用しなければならない。</p> <p>（削る）</p>	<p>第三十四条 小学校においては、<u>文部科学大臣の検定を経た教科用図書</u>又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。</p> <p>② 前項に規定する教科用図書（以下この条において「教科用図書」という。）の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）である教材がある場合には、同項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、児童の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。</p> <p>③ 前項に規定する場合において、視覚障害、発達障害その他の文部科学大臣の定める事由により教科用図書を使用して学習することが困難な児童に対し、教科用図書に用いられた文字、図形等の拡大又は音声への変換その他の同項に規定する教材を電子計算機において用いることにより可能となる方法で指導することにより当該児童の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部又は一部において、教科用</p>

- ② 教科書以外の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。
- ③ 第一項の検定の申請に係る教科用の教材に関し調査審議させるための審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）については、政令で定める。

附 則

第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、教科書以外の教科用の教材を使用することができる。

（削る）

- ④ 図書に代えて当該教材を使用することができる。
- ⑤ 教科用図書及び第二項に規定する教材以外の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。
- ⑥ 第一項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）については、政令で定める。

附 則

第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

② 第三十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により使用する教科用図書について準用する。

○ 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第三百三十二号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第二条 この法律において「教科書」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項に規定する教科書をいう。</p> <p>2 この法律において「発行」とは、教科書を製造し、及び配布、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）の利用その他の文部科学省令で定める方法により供給することをいい、「発行者」とは、発行を担当する者をいう。</p> <p>第三条 教科書には、文部科学省令で定めるところにより、著作者の氏名又は名称、発行者の氏名又は名称及び住所、発行の年月日その他文部科学省令で定める事項を記載しなければならない。</p> <p>（削る）</p>	<p>第二条 この法律において「教科書」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に應じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。</p> <p>2 この法律において「発行」とは、教科書を製造供給することをいい、「発行者」とは、発行を担当する者をいう。</p> <p>第三条 教科書には、その表紙に「教科書」の文字を、その末尾に著作者の氏名、発行者の氏名住所及び発行の年月日、並びに印刷者の氏名住所及び印刷の年月日を記載しなければならない。</p> <p>2 著作者及び発行者が法人その他の団体であるときは、団体名及びその代表者名を併記するものとする。</p> <p>3 印刷者の住所と印刷所の所在地とが異なるときは、印刷所の名称及びその所在地をも記載しなければならない。</p>

第六条 文部科学大臣は、第四条の届出に基づき目録（義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第八十二号）第十八条第一項に規定する教科書発行者の届出に基づくものに限る。）を作成し、都道府県の教育委員会にこれを送付するものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項の目録を当該都道府県の区域内にある小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に、配布するものとする。

3 (略)

第七条 市町村の教育委員会並びに学校教育法第二条第二項に規定する国立学校、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものに限る。）及び私立学校の長は、採択した教科書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

2 (略)

第八条 文部科学大臣は、前条第二項の需要数を基礎にして、発行者にその発行すべき教科書の種類及び数の指示（以下「発行の指示」という。）をしなければならない。

ない。

第六条 文部科学大臣は、第四条の届出に基づき目録（義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第八十二号）第十八条第一項に規定する教科用図書発行者の届出に基づくものに限る。）を作成し、都道府県の教育委員会にこれを送付するものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項の目録を当該都道府県の区域内にある第二条第一項に規定する学校に、配布するものとする。

3 (略)

第七条 市町村の教育委員会並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものに限る。）及び私立学校の長は、採択した教科書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

2 (略)

第八条 文部科学大臣は、前条第二項の需要数を基礎にして、発行者にその発行すべき教科書の種類及び部数の指示（以下「発行の指示」という。）をしなければならない。

第九条 文部科学大臣は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、需要者の意思を考慮して、他の発行者に発行の指示を行うことができる。

一 (略)

二 発行者の事業能力又は信用状態が教科書の発行に不相当と認められるとき。

三・四 (略)

五 義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律第二十一条の規定により発行の指示を取り消したとき。

第十条 (略)

2 発行者は、第二条第二項の文部科学省令で定める供給の方法ごとに供給のために必要な行為として文部科学省令で定める行為が完了するまで、発行の責任を負うものとする。

3 (略)

第十二条 発行者は、発行の指示を受けた日から十五日以内に、発行数に応じて定価の百分の一に相当する額の保証金を、現金又は文部科学省令の定める種類の有価証券をもつて文部科学大臣に納めなければならない。

第十三条 保証金は、第十条第一項の義務を履行した後でなければ、その還付を請求し、又はその債権を譲渡することができない。ただし、同項の義務に係る業務の履行の状況が、当該義務を相当程度履行したものと

第九条 文部科学大臣は、左の各号の一に当る事由があるときは、需要者の意思を考慮して、他の発行者に発行の指示を行うことができる。

一 (略)

二 発行者の事業能力、信用状態が教科書の発行に不相当と認められるとき。

三・四 (略)

五 義務教育諸学校の教科用図書等の無償措置に関する法律第二十一条の規定により発行の指示を取り消したとき。

第十条 (略)

2 発行者は、教科書を各学校に供給するまで、発行の責任を負うものとする。

3 (略)

第十二条 発行者は、発行の指示を受けた日から十五日以内に、発行部数に応じて定価の一分にあたる保証金を、現金又は文部科学省令の定める種類の有価証券をもつて文部科学大臣に納めなければならない。

第十三条 保証金は、第十条の義務を履行した後でなければ、その還付を請求し、又はその債権を譲渡することができない。

して文部科学省令で定める状況にある場合は、同項の義務の履行が完了する前においても、文部科学省令で定めるところにより、その一部の還付を請求し、又は当該請求に係る債権を譲渡することができる。

(削る)

第十八条 (略)

第十八条 この法律の規定は、教科書以外の教授上用いられる図書であつて、文部科学大臣の指定したものに、これを準用する。

第十九条 (略)

改正後	改正前
<p>（資格審査）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項の審査は、教育上支障を生じないことを期するために、出版権を取得しようとする者が良質の教科書を学校において必要とする期間を通じて製造し、及び供給するに足りる事業能力及び信用状態を有するかどうかを、次条の規定による競争を行わせるに先立って審査することを目的とする。</p> <p>（保証金）</p> <p>第四条 競争に加わろうとする者は、現金又は国債をもつて、その見積もつた予定製造原価に最初に発行する予定数を乗じて得た額の百分の一以上の保証金を納めなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（入札）</p> <p>第五条 競争は、教科書一点当たりの製造原価について入札の方法によつて行い、文部科学大臣の予定した製造原価以内において最も低額の入札をした者に出版権を設定するものとする。</p> <p>2 競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算し少なくとも十日前に、官報、新聞紙、掲示そ</p>	<p>（資格審査）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項の審査は、教育上支障を生じないことを期するために、出版権を取得しようとする者が良質の教科書を学校において必要とする時期までに製造供給するにたる事業能力及び信用状態を有するかどうかを、第三条の規定による競争を行わせるに先立って審査することを目的とする。</p> <p>（保証金）</p> <p>第四条 競争に加わろうとする者は、現金又は国債をもつて、その見積もつた予定製造原価に最初に発行する予定部数を乗じて得た額の百分の一以上の保証金を納めなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（入札）</p> <p>第五条 競争は、教科書一部当りの製造原価について入札の方法によつて行い、文部科学大臣の予定した製造原価以内において最も低額の入札をした者に出版権を設定するものとする。</p> <p>2 競争に付しようとするときは、その入札期日の前日から起算し少くとも十日前に、官報、新聞紙、掲示そ</p>

<p>第十二条 出版権者は、発行の指示があつたときは、速</p>	<p>(出版料納付の義務)</p> <p>他の方法をもつて公告しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を五日までに短縮することができる。</p> <p>3 前項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 教科書の種類及び最初に発行を予定される数</p> <p>二〇五 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(再度の入札)</p> <p>第七条 開札の場合において各人の入札のうち、第五條第四項の規定により予定した製造原価の制限に達したものがなくときは、直ちに、再度の入札をすることができる。</p> <p>(発行義務)</p> <p>第十条 出版権の設定を受けた者(以下「出版権者」という。)は、教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第三十二号)第八條の規定により、文部科学大臣が都道府県教育委員会の報告した教科書の需要数を基礎にして発行すべき教科書の種類及び数を指示したときは、その指示した発行を引き受けなければならない。</p>
----------------------------------	---

<p>第十二条 出版権者は、発行の指示があつたときは、す</p>	<p>(出版料納付の義務)</p> <p>他の方法をもつて公告しなければならない。但し、急を要する場合には、その期間を五日までに短縮することができる。</p> <p>3 前項の規定による公告は、左に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 教科書の種類及び最初に発行を予定される部数</p> <p>二〇五 (略)</p> <p>4 前項第三号の製造原価の算出の基礎については、あらかじめ文部科学省令で定める。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(再度の入札)</p> <p>第七条 開札の場合において各人の入札のうち、第五條第五項の規定により予定した製造原価の制限に達したものがなくときは、直ちに、再度の入札をすることができる。</p> <p>(発行義務)</p> <p>第十条 出版権の設定を受けた者(以下「出版権者」という。)は、教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第三十二号)第八條の規定により、文部科学大臣が都道府県教育委員会の報告した教科書の需要数を基礎にして発行すべき教科書の種類及び部数を指示したときは、その指示した発行を引き受けなければならない。</p>
----------------------------------	--

やかに発行の指示があつた数に應じ、定価（出版料相当額を除く。）の百分の二から百分の十六・六までの範囲内で文部科学省令の定めるところにより算定した額の出版料を国庫に納付しなければならない。ただし、文部科学大臣は、発行の指示があつた日から四箇月を限度として、出版料納付の時期を定めることができる。

（出版料の減免）

第十三条 文部科学大臣は、出版権者が災害その他出版権者の責めに帰することのできない事由によつて教科書の全部若しくは一部を製造し、及び供給することができなくなり、出版料の納付が困難であると認められるとき、又は教科書の発行数が五万を超えない場合において、義務教育上の見地から特にその定価を安くする必要があると認められるときは、出版料を軽減し、又は免除することができる。

（出版権の消滅）

第十四条 次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、文部科学大臣は、出版権を消滅させることができる。

一 出版権者の事業能力又は信用状態が出版権設定当時の状況より低下し、教育上支障のないように教科書を製造し、及び供給することができないと認められるに至つたとき。

二・三 （略）

四 義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法

みやかに発行の指示があつた部数に應じ、定価（出版料相当額を除く。）の百分の二から百分の十六・六までの範囲内で文部科学省令の定めるところにより算定した額の出版料を国庫に納付しなければならない。但し、文部科学大臣は、発行の指示があつた日から四箇月を限度として、出版料納付の時期を定めることができる。

（出版料の減免）

第十三条 文部科学大臣は、出版権者が災害その他出版権者の責めに帰することのできない事由によつて教科書の全部若しくは一部の製造供給ができなくなり、出版料の納付が困難であると認められるとき、又は教科書の発行部数が五万部を超えない場合において、義務教育上の見地から特にその定価をやすくする必要があると認められるときは、出版料を軽減し、又は免除することができる。

（出版権の消滅）

第十四条 左の各号の一に該当する事由がある場合には、文部科学大臣は、出版権を消滅させることができる。

一 出版権者の事業能力、信用状態が出版権設定当時の状況より低下し、教育上支障のないように教科書を製造供給することができないと認められるに至つたとき。

二・三 （略）

四 義務教育諸学校の教科用図書等の無償措置に関する法

律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十九条の規定により文部科学大臣が教科書発行者の指定を取り消したとき。

2 第十一条の協議が調わないときは、出版権者又は文部科学大臣は、出版権を消滅させることができる。

（文部科学省が著作の名義を有する他の著作物への準用）

第十七条 この法律の規定は、政令の定めるところにより、教科書以外の教授上用いられる著作物であつて文部科学省が著作の名義を有するものに準用する。

法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十九条の規定により文部科学大臣が教科用図書発行者の指定を取り消したとき。

2 第十一条の協議がととのわなないときは、出版権者又は文部科学大臣は、出版権を消滅させることができる。

（文部科学省が著作の名義を有する他の著作物への準用）

第十七条 この法律の規定は、政令の定めるところにより、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第二項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する教材その他の教科書以外の教授上用いられる著作物であつて文部科学省が著作の名義を有するものに準用する。

○ 義務教育諸学校の教科用図書は無償に関する法律（昭和三十七年法律第六十号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	<p>義務教育諸学校の教科書等の無償に関する法律</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 義務教育諸学校の教科書及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条に規定する教科用の教材は、無償とする。</p> <p>2（略）</p>
改正前	<p>義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 義務教育諸学校の教科用図書は、無償とする。</p> <p>2（略）</p>

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第八十二号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律</p> <p>目次 第一章（略） 第二章 無償給付等及び給与等（第三条―第九条） 第三章（略） 第四章（略） 第五章（略） 附則</p> <p>（この法律の目的） 第一条 この法律は、教科書等の無償給付その他義務教育諸学校の教科書等を無償とする措置について必要な事項を定めるとともに、当該措置の円滑な実施に資するため、義務教育諸学校の教科書等の採択及び発行の制度を整備し、もつて義務教育の充実を図ることを目的とする。</p> <p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「教科書等」とは、学校教育法第三十四条第一項に規定する教科書（以下「教科書」と</p>	<p>義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律</p> <p>目次 第一章（略） 第二章 無償給付及び給与（第三条―第九条） 第三章（略） 第四章（略） 第五章（略） 附則</p> <p>（この法律の目的） 第一条 この法律は、教科用図書の無償給付その他義務教育諸学校の教科用図書を無償とする措置について必要な事項を定めるとともに、当該措置の円滑な実施に資するため、義務教育諸学校の教科用図書の採択及び発行の制度を整備し、もつて義務教育の充実を図ることを目的とする。</p> <p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「教科用図書」とは、学校教育法第三十四条第一項（同法第四十九条、第四十九条の八</p>

いう。)及び同法附則第九条に規定する教科用の教材をいう。

3 この法律において「発行」とは、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第二条第二項に規定する発行をいう。

第二章 無償給付等及び給与等

（教科書等の無償給付等）

第三条 国は、毎年度、義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年の課程において使用する教科書等であつて、第十三条、第十四条及び第十六条の規定により採択されたものについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

一 当該教科書等のうち図書であるもの 購入及び義務教育諸学校の設置者への無償給付

二 当該教科書等のうち電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五条第一項において同じ。）であるもの 使用权（許諾により当該電磁的記録を児童又は生徒に使用させることができる権利をいう。同項において同じ。）の購入及び義務教育諸学校の設置者への無償移転又はこれらに類するものとして文部科学省令で定める措置

、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。)及び附則第九条第一項に規定する教科用図書をいう。

3 この法律において「発行」とは、教科用図書を製造供給することをいう。

第二章 無償給付及び給与

（教科用図書の無償給付）

第三条 国は、毎年度、義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年の課程において使用する教科用図書で第十三条、第十四条及び第十六条の規定により採択されたものを購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で給付するものとする。

（新設）

（新設）

(契約の締結)

第四条 文部科学大臣は、教科書等の発行者と、前条の規定による措置を講ずるための契約を締結するものとする。

(教科書等の給与等)

第五条 義務教育諸学校の設置者は、第三条(第一号に係る部分に限る。)の規定により国から無償で給付された図書については、それぞれ当該学校の校長を通じて児童又は生徒に給与し、同条(第二号に係る部分に限る。)の規定により国から移転を受けた使用権に係る電磁的記録については、児童又は生徒に無償で使用させるものとする。

2 学年の中途において転学した児童又は生徒については、その転学後において使用する教科書等は、前項の規定にかかわらず、文部科学省令で定める場合を除き、給与せず、又は無償で使用させないものとする。

(都道府県の教育委員会の責務)

第六条 都道府県の教育委員会は、政令で定めるところにより、前三条の規定による措置の実施に関し必要な事務を行うものとする。

(政令への委任)

第九条 この章に規定するもののほか、第三条から第五条までの規定による措置に関し必要な事項は、政令で定める。

(契約の締結)

第四条 文部科学大臣は、教科用図書の発行者と、前条の規定により購入すべき教科用図書を購入する旨の契約を締結するものとする。

(教科用図書の給与)

第五条 義務教育諸学校の設置者は、第三条の規定により国から無償で給付された教科用図書を、それぞれ当該学校の校長を通じて児童又は生徒に給与するものとする。

2 学年の中途において転学した児童又は生徒については、その転学後において使用する教科用図書は、前項の規定にかかわらず、文部科学省令で定める場合を除き、給与しないものとする。

(都道府県の教育委員会の責務)

第六条 都道府県の教育委員会は、政令で定めるところにより、教科用図書の無償給付及び給与の実施に関し必要な事務を行なうものとする。

(政令への委任)

第九条 この章に規定するもののほか、教科用図書の無償給付及び給与に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県の教育委員会の任務)

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科書等の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科書等の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

(教科書等選定審議会)

第十一条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行うときは、あらかじめ教科書等選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

2・3 (略)

(採択地区)

第十二条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科書等の採択に係る地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更するときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見を聴かなければならない。
3 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は

(都道府県の教育委員会の任務)

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

(教科用図書選定審議会)

第十一条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

2・3 (略)

(採択地区)

第十二条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。
3 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は

変更したときは、速やかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。

(教科書等の採択)

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科書等の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により、種目（教科書等の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科書等について行うものとする。

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科書等の採択は、あらかじめ選定審議会の意見を聴いて、種目ごとに一種の教科書等について行うものとする。

3 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科書等については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科書等の採択を行うものとする。

4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科書等の採択について協議を行うための協議会（次項及び第十七条において「採択

変更したときは、速やかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。

(教科用図書の採択)

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

3 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（次項及び第十七条において「採

5 地区協議会」という。)を設けなければならない。
前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科書等を採択しなければならない。

6 第一項から第三項まで及び前項の採択(教科書の採択に限る。)は、臨時措置法第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に記載された教科書のうちから行わなければならない。

(同一教科書等を採択する期間)
第十四条 義務教育諸学校において使用する教科書等については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科書等を採択するものとする。

(採択した教科書等の種類等の公表)
第十五条 市町村の教育委員会、都道府県の教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く。)の校長は、義務教育諸学校において使用する教科書等を採択したときは、遅滞なく、当該教科書等の種類、当該教科書等を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

(指定都市に関する特例)

5 地区協議会」という。)を設けなければならない。
前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

6 第一項から第三項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第三百三十二号。以下「臨時措置法」という。)第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に記載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第九条第一項に規定する教科用図書については、この限りでない。

(同一教科用図書を採択する期間)
第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

(採択した教科用図書の種類等の公表)
第十五条 市町村の教育委員会、都道府県の教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く。)の校長は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

(指定都市に関する特例)

第十六条 (略)

2 指定都市の教育委員会は、第十条の規定によつて都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科書等として、種目ごとに一種の教科書等を採用する。

3 (略)

(発行者の指定)

第十八条 文部科学大臣は、義務教育諸学校において使用する教科書の発行を担当する者で次に掲げる基準に該当するものを、その者の申請に基づき、教科書発行者として指定する。

一 次のいずれかに掲げる者でないものであること。

イ・ロ (略)

ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは義務教育諸学校において使用する教科書の採択に関し刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十八条若しくは第二百三十三条の罪、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）第三条第一項（同項第十一号に係る部分に限る。）若しくは同条第二項（同条第一項第十一号に係る部分に限る。）の罪若しくは公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（

第十六条 (略)

2 指定都市の教育委員会は、第十条の規定によつて都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書として、種目ごとに一種の教科用図書を採用する。

3 (略)

(発行者の指定)

第十八条 文部科学大臣は、義務教育諸学校において使用する教科用図書（学校教育法附則第九条第一項に規定する教科用図書を除く。以下この章において同じ。）の発行を担当する者で次に掲げる基準に該当するものを、その者の申請に基づき、教科用図書発行者として指定する。

一 次のいずれかに掲げる者でないものであること。

イ・ロ (略)

ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関し刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十八条若しくは第二百三十三条の罪、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）第三条第一項（同項第十一号に係る部分に限る。）若しくは同条第二項（同条第一項第十一号に係る部分に限る。）の罪若しくは公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法

平成十二年法律第百三十号) 第四条の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過していない者

二・ホ (略)

二 (略)

2 (略)

(指定の取消し)

第十九条 文部科学大臣は、教科書発行者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、前条第一項の指定を取り消さなければならぬ。

一・二 (略)

(報告及び資料の提出)

第二十条 文部科学大臣は、教科書発行者について、第十八条第一項各号に掲げる基準に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、教科書発行者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めるとができる。

(発行の指示の取消し)

第二十一条 文部科学大臣は、教科書発行者が第十九条の規定により指定を取り消されたときは、その者に係る臨時措置法第八条の規定による発行の指示を取り消さなければならぬ。

(臨時措置法との関係)

律(平成十二年法律第百三十号) 第四条の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過していない者

二・ホ (略)

二 (略)

2 (略)

(指定の取消し)

第十九条 文部科学大臣は、教科用図書発行者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、前条第一項の指定を取り消さなければならぬ。

一・二 (略)

(報告及び資料の提出)

第二十条 文部科学大臣は、教科用図書発行者について、第十八条第一項各号に掲げる基準に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、教科用図書発行者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めるとができる。

(発行の指示の取消し)

第二十一条 文部科学大臣は、教科用図書発行者が第十九条の規定により指定を取り消されたときは、その者に係る臨時措置法第八条の規定による発行の指示を取り消さなければならぬ。

(臨時措置法との関係)

第二十二條 教科書の発行及び教科書発行者については、この章に規定するもののほか、臨時措置法の定めるところによる。

附 則

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

第二十二條 教科用図書の発行及び教科用図書発行者については、この章に規定するもののほか、臨時措置法の定めるところによる。

附 則

(経過規定)

3 昭和三十九年度に義務教育諸学校において使用される教科用図書の購入については、第三条中「第十三条から第十六条までの規定により採択されたもの」とあるのは、「当該義務教育諸学校について採択されたもの」とする。

4 当分の間、第五条の規定により教科用図書の給与を受ける児童及び生徒の範囲は、同条の規定にかかわらず、政令で定める。

5 (教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正)
教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。
(略)

(教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正に伴う経過規定)

6 昭和三十九年度に義務教育諸学校において使用される教科用図書については、この法律による改正後の教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第六条第一項の規定中「目録(義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用

(削る)

図書は無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第八十二号）第十八条第一項に規定する教科用図書発行者の届出に基づくものに限る。」とあるのは「目録」と読み替えて同項の規定を適用する。

7 | (文部省設置法の一部改正)
文部省設置法（昭和二十四年法律第四百十六号）の

一部を次のように改正する。
(略)

(削る)

8 | (文部省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正)
文部省著作教科書の出版権等に関する法律（昭和二十四年法律第四百十九号）の一部を次のように改正する。
(略)

(削る)

9 | (盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部改正)
盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百十四号）の一部を次のように改正する。
(略)

(削る)

10 | (盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部改正に伴う経過規定)
当分の間、盲学校、聾学校及び養護学校の小学部又は中学部の児童又は生徒で義務教育諸学校の教科用図

(削る)

(削る)

書の無償に関する法律（昭和三十七年法律第六十号）附則第二項及びこの法律の附則第四項の規定に基づく政令で定めるところにより教科用図書の給与を受けないこととなるものについては、この法律による改正後の盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四号）第二条第一項各号列記以外の部分中「第二号から第六号まで」とあるのは「次の各号」と読み替えて同項の規定を適用する。

11| （就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の一部改正）

11| 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

（略）

12| （就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の一部改正に伴う経過規定）

12| 当分の間、この法律による改正後の就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）第二条に規定する学齢児童又は学齢生徒で義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律（昭和三十七年法律第六十号）附則第二項及びこの法律の附則第四項の規定に基づく政令で定めるところにより教科用図書の給与を受けないこととなるものの保護者については、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する

法律第二条各号列記以外の部分中「学用品若しくはその購入費」とあるのは「同法第二十一条第一項（同法第四十条で準用する場合を含む。）の教科用図書（以下「教科用図書」という。）若しくはその購入費、学用品若しくはその購入費」と、同条第一号中「学用品若しくはその購入費」とあるのは「教科用図書若しくはその購入費、学用品若しくはその購入費」と、それぞれ読み替えて同条の規定を適用する。

改正後	改正前
<p>（同一性保持権） 第二十条（略） 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。 一 第三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項若しくは第二項又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの 二 四（略）</p> <p>（教科書等への掲載等） 第三十三条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科書（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項に規定する教科書をいう。以下この条及び次条において同じ。）に掲載することができる。</p> <p>2 教科書に掲載された著作物は、義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十三条の規定による教科書の採択、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第</p>	<p>（同一性保持権） 第二十条（略） 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。 一 第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの 二 四（略）</p> <p>（教科用図書等への掲載） 第三十三条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）に掲載することができる。</p> <p>（新設）</p>

百三十二号) 第二条第二項に規定する発行その他これらに準ずる行為として文部科学省令で定めるもの又は学校教育の目的上必要な教科書としての通常の使用(営利を目的としないものに限る。)に伴つて、必要と認められる限度において、いづれの方法によるかを問はず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

3| 第一項の規定により著作物を教科書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、前項の規定による著作物の利用の態様及び利用状況、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

4| (略)

5| 前各項の規定は、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の通信教育用学習図書及び教科書に係る教師用指導書(当該教科書を発行する者の発行に係るものに限る。)への著作物の掲載並びにその掲載された著作物の利用について準用する。

(削る)

2| 前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3| (略)

4| 前三項の規定は、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の通信教育用学習図書及び教科用図書に係る教師用指導書(当該教科用図書を発行する者の発行に係るものに限る。)への著作物の掲載について準用する。

(教科用図書代替教材への掲載等)

第三十三条の二 教科用図書に掲載された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書代替教材(学校教育法第三十四条第二項又は第三項(これらの規定を同法第四十九条、第四十九条の

2 | 前項の規定により作成された教科用の図書その他の
（教科用拡大図書等の作成のための複製等）
第三十三条の二 教科書に掲載された著作物は、視覚障
害、発達障害その他の障害により教科書に掲載された
著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の
用に供するため、当該教科書に用いられている文字、
図形等の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物
を使用するために必要な方式により複製することがで
きる。

3 | 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、こ
れをインターネットの利用その他の適切な方法により
公表するものとする。
（教科用拡大図書等の作成のための複製等）
第三十三条の三 教科用図書に掲載された著作物は、視
覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲
載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒
の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられ
ている文字、図形等の拡大その他の当該児童又は生徒
が当該著作物を使用するために必要な方式により複製
することができる。
（新設）
2 | 前項の規定により教科用図書に掲載された著作物を
教科用図書代替教材に掲載しようとする者は、あらか
じめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知する
とともに、同項の規定の趣旨、同項の規定による著作
物の利用の態様及び利用状況、前条第二項に規定する
補償金の額その他の事情を考慮して文化庁長官が定め
る算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支
払わなければならない。

八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条にお
いて準用する場合を含む。以下この項において同じ。
（）の規定により教科用図書に代えて使用することがで
きる同法第三十四条第二項に規定する教材をいう。以
下この項及び次項において同じ。）に掲載し、及び教
科用図書代替教材の当該使用に伴つていずれの方法に
よるかを問わず利用することができる。

複製物（点字により複製するものを除き、当該教科書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項及び次項において「教科用拡大図書等」という。）に複製された著作物は、前項に規定する児童又は生徒の学習の用に供するために必要と認められる限度において、当該教科用拡大図書等の使用に伴つて、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

3 教科用拡大図書等を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として、当該教科用拡大図書等を頒布し、又は当該教科用拡大図書等に掲載された著作物の公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う場合にあつては、前条第三項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

（略）

4 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）第五条第一項又は第二項の規定により教科書に掲載された著作物に係る電磁的記録の提供を行う者は、その提供のために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

2

前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物（点字により複製するものを除き、当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。）を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用拡大図書等を頒布する場合にあつては、第三十三条第二項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

（略）

4 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）第五条第一項又は第二項の規定により教科用図書に掲載された著作物に係る電磁的記録の提供を行う者は、その提供のために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

(視覚障害者等のための複製等)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者(以下この項及び第百二条第三項において「視覚障害者等」という。)の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式(視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。)により公衆に提供され、又は提示されているもの(当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第三項において「視覚著作物」という。)について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は公衆送信を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

(翻訳、翻案等による利用)

(視覚障害者等のための複製等)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者(以下この項及び第百二条第四項において「視覚障害者等」という。)の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式(視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。)により公衆に提供され、又は提示されているもの(当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。)について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は公衆送信を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

(翻訳、翻案等による利用)

第四十七条の六 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該著作物について、当該規定の例により当該各号に定める方法による利用を行うことができる。

一 第三十条第一項、第三十三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項、第三十五条第一項又は前条第二項 翻訳、編曲、変形又は翻案

二 (略)

三 第三十三条の二第一項又は第四十七条 変形又は翻案

四 六 (略)

2 (略)

(複製権の制限により作成された複製物の譲渡)

第四十七条の七 第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四、第三十一条第一項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）若しくは第七項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第三十二条、第三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第二項若しくは第三項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二（第二号を除く。以下この条において同じ。）、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四

第四十七条の六 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該著作物について、当該規定の例により当該各号に定める方法による利用を行うことができる。

一 第三十条第一項、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項、第三十五条第一項又は前条第二項 翻訳、編曲、変形又は翻案

二 (略)

三 第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項又は第四十七条 変形又は翻案

四 六 (略)

2 (略)

(複製権の制限により作成された複製物の譲渡)

第四十七条の七 第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四、第三十一条第一項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）若しくは第七項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二（第二号を除く。以下この条において同じ。）、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六

条の三、第四十二条の四第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四若しくは第四十七条の五に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合又は第三十条の四の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を当該著作物に表現された思想若しくは感情を自ら享受し若しくは他人に享受させる目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。

(出所の明示)

第四十八条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならぬ。

一 第三十二条、第三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項若しくは第二項、第三十七条第一項、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項又は第四十七条第一項の規定により著作物を複製する場合

二・三 (略)

2・3 (略)

(複製物の目的外使用等)

第四十九条 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行つたものとみなす。

一 第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号、第二項第一号、第四項、第七項第一号若

の四若しくは第四十七条の五に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合又は第三十条の四の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を当該著作物に表現された思想若しくは感情を自ら享受し若しくは他人に享受させる目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。

(出所の明示)

第四十八条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならぬ。

一 第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三十七条第一項、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項又は第四十七条第一項の規定により著作物を複製する場合

二・三 (略)

2・3 (略)

(複製物の目的外使用等)

第四十九条 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行つたものとみなす。

一 第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号、第二項第一号、第四項、第七項第一号若

しくは第九項第一号、第三十三條第二項（同条第五項において準用する場合を含む。次項第二号において同じ。）、第三十三條の二第一項、第二項若しくは第五項、第三十五條第一項、第三十七條第三項、第三十七條の二本文（同条第二号に係る場合にあっては、同号。次項第一号において同じ。）、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四、第四十三條第二項、第四十四條第一項から第三項まで、第四十七條第一項若しくは第三項、第四十七條の二又は第四十七條の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第一号又は第二号の複製物に該当するものを除く。）を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示（送信可能化を含む。以下同じ。）を行つた者

二〇六（略）

2 次に掲げる者は、当該二次的著作物の原著作物につき第二十七條の翻訳、編曲、変形又は翻案を、当該二次的著作物につき第二十一条の複製を、それぞれ行つたものとみなす。

一 第三十条第一項、第三十一条第一項第一号、第二項第一号、第四項、第七項第一号若しくは第九項第一号、第三十三條の二第一項、第三十五條第一項、第三十七條第三項、第三十七條の二本文、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項又は第四十七條第一項若しくは第三項に定める目的以外の目的のために、第四十七條の六

しくは第九項第一号、第三十三條の二第一項、第三十三條の三第一項若しくは第四項、第三十五條第一項、第三十七條第三項、第三十七條の二本文（同条第二号に係る場合にあっては、同号。次項第一号において同じ。）、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四、第四十三條第二項、第四十四條第一項から第三項まで、第四十七條第一項若しくは第三項、第四十七條の二又は第四十七條の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第一号又は第二号の複製物に該当するものを除く。）を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示（送信可能化を含む。以下同じ。）を行つた者

二〇六（略）

2 次に掲げる者は、当該二次的著作物の原著作物につき第二十七條の翻訳、編曲、変形又は翻案を、当該二次的著作物につき第二十一条の複製を、それぞれ行つたものとみなす。

一 第三十条第一項、第三十一条第一項第一号、第二項第一号、第四項、第七項第一号若しくは第九項第一号、第三十三條の二第一項、第三十三條の三第一項、第三十五條第一項、第三十七條第三項、第三十七條の二本文、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項又は第四十七條第一項若しくは第三項に定める目的以外の目的の

第二項の規定の適用を受けて同条第一項各号に掲げるこれらの規定により作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物の公衆への提示を行つた者

- 二 第三十条の三、第三十三条第二項、第三十三条の二第二項又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物の公衆への提示を行つた者
- 三〇七 (略)

(文化審議会への諮問)

第七十一条 文化庁長官は、次に掲げる事項を定める場合には、文化審議会に諮問しなければならない。

- 一 第三十三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)又は第三十三条の二第三項の算出方法

二 (略)

(補償金等の供託)

第七十四条 第三十三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第三項、第六十八条第一項又は第六十九条第一項の補償金を支払うべき者は、次に掲げる場合には、その補償金の支払に代えてその補償金を供託しなければならない。

ために、第四十七条の六第二項の規定の適用を受けて同条第一項各号に掲げるこれらの規定により作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物の公衆への提示を行つた者

- 二 第三十条の三又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物の公衆への提示を行つた者
- 三〇七 (略)

(文化審議会への諮問)

第七十一条 文化庁長官は、次に掲げる事項を定める場合には、文化審議会に諮問しなければならない。

- 一 第三十三条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第二項又は第三十三条の三第二項の算出方法

二 (略)

(補償金等の供託)

第七十四条 第三十三条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項、第六十八条第一項又は第六十九条第一項の補償金を支払うべき者は、次に掲げる場合には、その補償金の支払に代えてその補償金を供託しなければならない。

一〇五 (略)
2〇4 (略)

(出版権の制限)

第八十六条 第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第一項及び第七項(第一号に係る部分に限る。)、第三十二条、第三十三条第一項及び第二項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項、第二項及び第五項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二、第三十九条第一項、第四十条第一項及び第二項、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条第一項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつてゐる著作物の複製について準用する。この場合において、第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十一条第一項第一号、第三十三条第二項ただし書(同条第五項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第二項ただし書、第三十五条第一項ただし書、第四十一条の二第一項ただし書、第四十二条の二第一項ただし書、第四十二条の三、第四十二条の四第一項ただし書及び第三項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、同条

一〇五 (略)
2〇4 (略)

(出版権の制限)

第八十六条 第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第一項及び第七項(第一号に係る部分に限る。)、第三十二条、第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項及び第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二、第三十九条第一項、第四十条第一項及び第二項、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条第一項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつてゐる著作物の複製について準用する。この場合において、第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十一条第一項第一号、第三十五条第一項ただし書、第四十一条の二第一項ただし書、第三十二条の二第一項ただし書、第四十二条の二第一項ただし書、第四十二条の三、第四十二条の四第一項ただし書及び第三項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、読み替えるものとす

第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替えるものとする。

2 次に掲げる者は、第八十条第一項第一号の複製を行つたものとみなす。

一 (略)

二 前項において準用する第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第七項第一号、第三十三条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。)、第三十三条の二第一項、第二項若しくは第五項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同号)、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条の二第二項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つた者

三・四 (略)

3 第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第二項(第二号に係る部分に限る。)、第五項、第七項前段及び第八項、第三十二条第一項、第三十三条第二項、第三十三条の二第二項及び第五項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第二項及び第三項、第三十七条の二(第二号を除く。)、第四十条第一項、第四十一条、第四十一条の二第二項、第四十二

る。

2 次に掲げる者は、第八十条第一項第一号の複製を行つたものとみなす。

一 (略)

二 前項において準用する第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第七項第一号、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同号)、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つた者

三・四 (略)

3 第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第二項(第二号に係る部分に限る。)、第五項、第七項前段及び第八項、第三十二条第一項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第四項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第二項及び第三項、第三十七条の二(第二号を除く。)、第四十条第一項、第四十一条、第四十一条の二第二項、第四十二条、第

条、第四十二条の二第二項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条第二項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつてゐる著作物の公衆送信について準用する。この場合において、第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十一条第五項、第三十三条第二項ただし書、第三十三条の二第二項ただし書、第三十五条第一項ただし書、第三十六条第一項ただし書、第四十一条の二第二項ただし書、第四十二条ただし書、第四十二条の二第二項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、第三十一条第二項中「著作権者の」とあるのは「出版権者の」と、「著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくは」とあるのは「第七十九条の出版権の設定を受けた者又は」と、第四十七条の五第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替へるものとする。

(著作隣接権の制限)

第百二条 第三十条第一項(第四号を除く。第八項第一号において同じ。)、第三十条の二から第三十三条の二まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項、第三十七条の二(第一号を除く。次項において同じ。)

第四十二条の二第二項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条第二項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつてゐる著作物の公衆送信について準用する。この場合において、第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十一条第五項、第三十五条第一項ただし書、第三十六条第一項ただし書、第四十一条の二第二項ただし書、第四十二条ただし書、第四十二条の二第二項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、第三十一条第二項中「著作権者の」とあるのは「出版権者の」と、「著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくは」とあるのは「第七十九条の出版権の設定を受けた者又は」と、第四十七条の五第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替へるものとする。

(著作隣接権の制限)

第百二条 第三十条第一項(第四号を除く。第九項第一号において同じ。)、第三十条の二から第三十二条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項、第三十七条の二(第一号を除く。次項において同じ。)

。第三十八条第二項及び第四項、第四十一条から第四十三条まで、第四十四条（第二項を除く。）、第四十六条から第四十七条の二まで、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は著作隣接権の目的となつてゐる実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、第三十条第三項及び第四十七条の七の規定は著作隣接権の目的となつてゐる実演又はレコードの利用について、第四十四条第二項の規定は著作隣接権の目的となつてゐる実演、レコード又は有線放送の利用について、それぞれ準用する。この場合において、第三十条第一項第三号中「自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信）」とあるのは「送信可能化（国外で行われる送信可能化）」と、「含む。」とあるのは「含む。」に係る自動公衆送信」と、第三十三条第三項中「その旨を著作者」とあるのは「実演を利用する場合にあつてはその旨を実演家」と、第四十四条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九条第一項又は第百条の三」と、同条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十二条の二第一項、第九十六条の二又は第百条の三」と、同条第三項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条の二第一項又は第九十六条の二」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第三十二条、第三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項若しくは第二項、第三十七条第三項、第三十七条の二、

、第三十八条第二項及び第四項、第四十一条から第四十三条まで、第四十四条（第二項を除く。）、第四十六条から第四十七条の二まで、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用し、第三十条第三項及び第四十七条の七の規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演又はレコードの利用について準用し、第三十三条から第三十三条の三までの規定は、著作隣接権の目的となつてゐる放送又は有線放送の利用について準用し、第四十四条第二項の規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において、第三十条第一項第三号中「自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信）」とあるのは「送信可能化（国外で行われる送信可能化）」と、「含む。」とあるのは「含む。」に係る自動公衆送信」と、第四十四条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九条第一項又は第百条の三」と、同条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十二条の二第一項、第九十六条の二又は第百条の三」と、同条第三項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条の二第一項又は第九十六条の二」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条の二第一項

第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項若しくは第四十七条の規定又は次項の規定により実演若しくはレコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像（以下「実演等」と総称する。）を複製する場合において、その出所を明示する慣行があるときは、これらの複製の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、その出所を明示しなればならない。

（削る）

8| 3|
| 7| (略)

次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第百条の二の録音、録画又は複製を行ったものとみなす。

一 第一項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号、第二項第一号、第四項、第七項第一号若しくは第九項第一号、第十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第二項若しくは第五項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二第二号、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四、第四十三条第二項、第四十四条第一項から第三項まで、第四十七条第一

、第四十二条、第四十二条の二第一項若しくは第四十七条の規定又は次項若しくは第四項の規定により実演若しくはレコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像（以下「実演等」と総称する。）を複製する場合において、その出所を明示する慣行があるときは、これらの複製の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、その出所を明示しなればならない。

3|

第三十三条の三第一項の規定により教科用図書に掲載された著作物を複製することができる場合には、同項の規定の適用を受けて作成された録音物において録音されている実演又は当該録音物に係るレコードを複製し、又は同項に定める目的のためにその複製物の譲渡により公衆に提供することができる。

9| 4|
| 8| (略)

次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第百条の二の録音、録画又は複製を行ったものとみなす。

一 第一項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号、第二項第一号、第四項、第七項第一号若しくは第九項第一号、第十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二第二号、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四、第四十三条第二項、第四十四条第一項から第三項まで、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条

項若しくは第三項、第四十七條の二又は第四十七條の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の公衆への提示を行つた者

二〇四 (略)

五 第三十七條第三項に定める目的以外の目的のために、第三項の規定の適用を受けて作成された実演若しくはレコードの複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演若しくは当該レコードに係る音の公衆への提示を行つた者

(実演家人格権との関係)

第二百二條の二 前條の著作隣接権の制限に関する規定(同條第六項及び第七項の規定を除く。)は、実演家人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない。

(著作隣接権の譲渡、行使等)

第三百三條 第六十一條第一項の規定は著作隣接権の譲渡について、第六十二條第一項の規定は著作隣接権の消滅について、第六十三條及び第六十三條の二の規定は実演、レコード、放送又は有線放送の利用の許諾について、第六十五條の規定は著作隣接権が共有に係る場合について、第六十六條の規定は著作隣接権を目的として質権が設定されている場合について、第六十七條(第一項第二号を除く。)、第六十七條の二(第一項

の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の公衆への提示を行つた者

二〇四 (略)

五 第三十三條の三第一項又は第三十七條第三項に定める目的以外の目的のために、第三項若しくは第四項の規定の適用を受けて作成された実演若しくはレコードの複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演若しくは当該レコードに係る音の公衆への提示を行つた者

(実演家人格権との関係)

第二百二條の二 前條の著作隣接権の制限に関する規定(同條第七項及び第八項の規定を除く。)は、実演家人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない。

(著作隣接権の譲渡、行使等)

第三百三條 第六十一條第一項の規定は著作隣接権の譲渡について、第六十二條第一項の規定は著作隣接権の消滅について、第六十三條及び第六十三條の二の規定は実演、レコード、放送又は有線放送の利用の許諾について、第六十五條の規定は著作隣接権が共有に係る場合について、第六十六條の規定は著作隣接権を目的として質権が設定されている場合について、第六十七條(第一項第二号を除く。)、第六十七條の二(第一項

ただし書を除く。）、第七十条、第七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第七十二条、第七十三条並びに第七十四条第三項及び第四項の規定は著作隣接権者と連絡することができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、第六十七条の三（第一項第二号を除く。）、第七十条、第七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第七十二条、第七十三条並びに第七十四条第三項及び第四項の規定は実演、レコード、放送又は有線放送の利用の可否に係る著作隣接権者の意思の確認ができない場合におけるこれらの利用について、第六十八条（第一項第二号を除く。）、第七十条、第七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第七十二条、第七十三条本文及び第七十四条の規定は著作隣接権者に協議を求めたがその協議が成立せず、又はその協議をすることができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、第七十一条（第一号に係る部分に限る。）及び第七十四条の規定は第二百二条第一項において準用する第三十三条及び第三十三条の二の規定による実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、それぞれ準用する。この場合において、第六十三条第六項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九条の二第一項又は第九十条の四」と、第六十八条第二項中「第三十八条第二項及び第三項」とあるのは「第二百二条第一項において準用する第三十八条第二項」と読み替えるものとする。

ただし書を除く。）、第七十条、第七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第七十二条、第七十三条並びに第七十四条第三項及び第四項の規定は著作隣接権者と連絡することができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、第六十七条の三（第一項第二号を除く。）、第七十条、第七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第七十二条、第七十三条並びに第七十四条第三項及び第四項の規定は実演、レコード、放送又は有線放送の利用の可否に係る著作隣接権者の意思の確認ができない場合におけるこれらの利用について、第六十八条（第一項第二号を除く。）、第七十条、第七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第七十二条、第七十三条本文及び第七十四条の規定は著作隣接権者に協議を求めたがその協議が成立せず、又はその協議をすることができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、第七十一条（第一号に係る部分に限る。）及び第七十四条の規定は第二百二条第一項において準用する第三十三条から第三十三条の三までの規定による放送又は有線放送の利用について、それぞれ準用する。この場合において、第六十三条第六項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九条の二第一項又は第九十条の四」と、第六十八条第二項中「第三十八条第二項及び第三項」とあるのは「第二百二条第一項において準用する第三十八条第二項」と読み替えるものとする。

○ 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）
 （抄）（第七条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「教科用特定図書等」とは、視覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため文字、図形等を拡大して教科書を複製した図書（以下「教科用拡大図書」という。）<u>、点字により教科書を複製した図書その他障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材であつて教科書に代えて使用し得るものをいう。</u></p> <p>2 この法律において「教科書」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項に規定する教科書をいう。</p> <p>3 この法律において「発行」とは、<u>図書その他の教材を製造し、及び配布、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）</u>の利用その他の文部科学省令で定める方法により供給することをいう。</p> <p>4 この法律において「教科書発行者」とは、<u>教科書の発行を担当する者であつて、教科書の発行に関する臨</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「教科用特定図書等」とは、視覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため文字、図形等を拡大して<u>検定教科用図書等を複製した図書（以下「教科用拡大図書」という。）</u>、点字により<u>検定教科用図書等を複製した図書</u>その他障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材であつて<u>検定教科用図書等に代えて使用し得るものをいう。</u></p> <p>2 この法律において「<u>検定教科用図書等</u>」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条及び第七十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する<u>教科用図書</u>をいう。</p> <p>3 この法律において「発行」とは、<u>図書その他の教材を製造供給することをいう。</u></p> <p>4 この法律において「<u>教科用図書発行者</u>」とは、<u>検定教科用図書等の発行を担当する者であつて、教科書の</u></p>

時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第八條の発行の指示を承諾したものをいう。

5 (略)

(教科書発行者の責務)

第四条 教科書発行者は、児童及び生徒が障害その他の特性の有無にかかわらず十分な教育を受けることができるよう、その発行をする教科書について、適切な配慮をするよう努めるものとする。

(教科書発行者による電磁的記録の提供等)

第五条 教科書発行者は、文部科学省令で定めるところにより、その発行をする教科書に係る電磁的記録を文部科学大臣又は当該電磁的記録を教科用特定図書等の発行をする者に適切に提供することができる者として「文部科学大臣が指定する者（次項において「文部科学大臣等」という。）に提供しなければならない。

2 教科書発行者から前項の規定による電磁的記録の提供を受けた文部科学大臣等は、文部科学省令で定めるところにより、教科用特定図書等の発行をする者に対して、その発行に必要な電磁的記録の提供を行うことができる。

3 国は、教科書発行者による教科書に係る電磁的記録の提供の方法及び当該電磁的記録の教科用特定図書等の作成への活用に関して、助言その他の必要な援助を行うものとする。

発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第八條の発行の指示を承諾したものをいう。

5 (略)

(教科用図書発行者の責務)

第四条 教科用図書発行者は、児童及び生徒が障害その他の特性の有無にかかわらず十分な教育を受けることができるよう、その発行をする検定教科用図書等について、適切な配慮をするよう努めるものとする。

(教科用図書発行者による電磁的記録の提供等)

第五条 教科用図書発行者は、文部科学省令で定めるところにより、その発行をする検定教科用図書に係る電磁的記録を文部科学大臣又は当該電磁的記録を教科用特定図書等の発行をする者に適切に提供することができる者として「文部科学大臣が指定する者（次項において「文部科学大臣等」という。）に提供しなければならない。

2 教科用図書発行者から前項の規定による電磁的記録の提供を受けた文部科学大臣等は、文部科学省令で定めるところにより、教科用特定図書等の発行をする者に対して、その発行に必要な電磁的記録の提供を行うことができる。

3 国は、教科用図書発行者による検定教科用図書等に係る電磁的記録の提供の方法及び当該電磁的記録の教科用特定図書等の作成への活用に関して、助言その他の必要な援助を行うものとする。

(教科用特定図書等の標準的な規格の策定等)

第六条 (略)

2 教科書発行者は、指定種目(教科書の教科ごとに分類された単位のうち文部科学大臣が指定するものをいう。次項において同じ。)の教科書に係る標準教科用特定図書等(前項の規格に適合する教科用特定図書等をいう。以下同じ。)の発行に努めなければならない。

3 国は、教科書発行者による指定種目の教科書に係る標準教科用特定図書等の発行に関して、助言その他の必要な援助を行うものとする。

(発達障害等のある児童及び生徒が使用する教科用特定図書等に関する調査研究等の推進)

第七条 国は、発達障害その他の障害のある児童及び生徒であつて教科書において一般的に使用される文字、図形等を認識することが困難なものが使用する教科用特定図書等の整備及び充実を図るため、必要な調査研究等を推進するものとする。

(障害その他の特性に適切な配慮がなされた教科書の普及)

第八条 国は、障害その他の特性の有無にかかわらずできる限り多くの児童及び生徒が教科書を使用して学習することができるよう適切な配慮がなされた教科書の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

(教科用特定図書等の標準的な規格の策定等)

第六条 (略)

2 教科用図書発行者は、指定種目(検定教科用図書等の教科ごとに分類された単位のうち文部科学大臣が指定するものをいう。次項において同じ。)の検定教科用図書等に係る標準教科用特定図書等(前項の規格に適合する教科用特定図書等をいう。以下同じ。)の発行に努めなければならない。

3 国は、教科用図書発行者による指定種目の検定教科用図書等に係る標準教科用特定図書等の発行に関して、助言その他の必要な援助を行うものとする。

(発達障害等のある児童及び生徒が使用する教科用特定図書等に関する調査研究等の推進)

第七条 国は、発達障害その他の障害のある児童及び生徒であつて検定教科用図書等において一般的に使用される文字、図形等を認識することが困難なものが使用する教科用特定図書等の整備及び充実を図るため、必要な調査研究等を推進するものとする。

(障害その他の特性に適切な配慮がなされた検定教科用図書等の普及)

第八条 国は、障害その他の特性の有無にかかわらずできる限り多くの児童及び生徒が検定教科用図書等を使用して学習することができるよう適切な配慮がなされた検定教科用図書等の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

(小中学校及び高等学校における教科用特定図書等の使用等)

第九条 小中学校(小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。))及び義務教育学校をい、学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級(以下単に「特別支援学級」という。))を除く。以下同じ。及び高等学校(中等教育学校の後期課程を含み、特別支援学級を除く。以下同じ。))においては、当該学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童及び生徒が、その障害の状態に応じ、採択された教科書に代えて、当該教科書に係る教科用特定図書等を使用することができるよう、必要な配慮をしなければならない。

2 (略)

(小中学校の設置者に対する教科用特定図書等の無償給付等)

第十条 国は、毎年度、小中学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童及び生徒が教科書に代えて使用する教科用特定図書等について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

- 一 当該教科用特定図書等のうち図書であるもの購入及び小中学校の設置者への無償給付
- 二 当該教科用特定図書等のうち電磁的記録であるものの使用権(許諾により当該電磁的記録を視覚障害その他の障害のある児童又は生徒に使用させることができる権利をいう。第十二条第一項において同じ)

(小中学校及び高等学校における教科用特定図書等の使用等)

第九条 小中学校(小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。))及び義務教育学校をい、学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級(以下単に「特別支援学級」という。))を除く。以下同じ。及び高等学校(中等教育学校の後期課程を含み、特別支援学級を除く。以下同じ。))においては、当該学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童及び生徒が、その障害の状態に応じ、採択された検定教科用図書等に代えて、当該検定教科用図書等に係る教科用特定図書等を使用することができるよう、必要な配慮をしなければならない。

2 (略)

(小中学校の設置者に対する教科用特定図書等の無償給付)

第十条 国は、毎年度、小中学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童及び生徒が検定教科用図書等に代えて使用する教科用特定図書等を購入し、小中学校の設置者に無償で給付するものとする。

- (新設)
- (新設)

。の購入及び小中学校の設置者への無償移転又はこれらに類するものとして文部科学省令で定める措置

(契約の締結)

第十一条 文部科学大臣は、教科用特定図書等の発行をする者と、前条の規定による措置を講ずるための契約を締結するものとする。

(教科用特定図書等の給与等)

第十二条 小中学校の設置者は、第十条(第一号に係る部分に限る。)の規定により国から無償で給付された図書については、それぞれ当該学校の校長を通じて、当該学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童又は生徒に給与し、同条(第二号に係る部分に限る。)の規定により国から移転を受けた使用権に係る電磁的記録については、当該学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童又は生徒に無償で使用させるものとする。

2 学年の中途において転学した視覚障害その他の障害のある児童又は生徒については、その転学後において使用する教科用特定図書等は、前項の規定にかかわらず、文部科学省令で定める場合を除き、給与せず、又は無償で使用させないものとする。

(都道府県の教育委員会の責務)

第十三条 都道府県の教育委員会は、政令で定めるところにより、前三条の規定による措置の実施に関し必要

(契約の締結)

第十一条 文部科学大臣は、教科用特定図書等の発行をする者と、前条の規定により購入すべき教科用特定図書等を購入する旨の契約を締結するものとする。

(教科用特定図書等の給与)

第十二条 小中学校の設置者は、第十条の規定により国から無償で給付された教科用特定図書等を、それぞれ当該学校の校長を通じて、当該学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童又は生徒に給与するものとする。

2 学年の中途において転学した視覚障害その他の障害のある児童又は生徒については、その転学後において使用する教科用特定図書等は、前項の規定にかかわらず、文部科学省令で定める場合を除き、給与しないものとする。

(都道府県の教育委員会の責務)

第十三条 都道府県の教育委員会は、政令で定めるところにより、教科用特定図書等の無償給付及び給与の実

な事務を行うものとする。

(政令への委任)

第十五条 第十条から前条までに規定するもののほか、第十条から第十二条までの規定による措置に関し必要な事項は、政令で定める。

(標準教科用特定図書等の需要数の報告)

第十六条 市町村の教育委員会並びに学校教育法第二条第二項に規定する国立学校、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものに限る。）及び私立学校の長は、次に掲げる標準教科用特定図書等の需要数を、文部科学省令で定めるところにより、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

一 小中学校について採択された教科書に係る標準教科用特定図書等であつて、当該標準教科用特定図書等を使用する年度において発行が予定されているもののうち、小中学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童及び生徒が当該教科書に代えて使用するもの

二 特別支援学校の小学部及び中学部並びに小学校、中学校及び義務教育学校に置かれる特別支援学級について学校教育法附則第九条に規定する教科用の教材として採択された標準教科用特定図書等であつて、当該標準教科用特定図書等を使用する年度において発行が予定されているもの

2

(略)

施に関し必要な事務を行うものとする。

(政令への委任)

第十五条 第十条から前条までに規定するもののほか、教科用特定図書等の無償給付及び給与に関し必要な事項は、政令で定める。

(標準教科用特定図書等の需要数の報告)

第十六条 市町村の教育委員会並びに学校教育法第二条第二項に規定する国立学校、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものに限る。）及び私立学校の長は、次に掲げる標準教科用特定図書等の需要数を、文部科学省令で定めるところにより、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

一 小中学校について採択された検定教科用図書等に係る標準教科用特定図書等であつて、当該標準教科用特定図書等を使用する年度において発行が予定されているもののうち、小中学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童及び生徒が当該検定教科用図書等に代えて使用するもの

二 特別支援学校の小学部及び中学部並びに小学校、中学校及び義務教育学校に置かれる特別支援学級について学校教育法附則第九条第一項に規定する教科用図書として採択された標準教科用特定図書等であつて、当該標準教科用特定図書等を使用する年度において発行が予定されているもの

2

(略)

(標準教科用特定図書等の発行の通知等)

第十七条 文部科学大臣は、前条第二項の規定による報告に基づき、標準教科用特定図書等の発行を予定している者にその発行をすべき標準教科用特定図書等の種類及び数を通知しなければならない。

2 (略)

附 則

(著作権法の特例)

第四条 前条に規定する障害のある児童及び生徒並びに日本語に通じない児童及び生徒の双方の学習の用に供するために行う教科用特定図書等の発行並びに当該発行に係る教科用特定図書等についての著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十三条の二第一項(同法第二百二条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)及び第八十六条第三項の規定の適用については、同法第三十三条の二第一項中「できる」とあるのは「できる。この場合において、複製された著作物は、当該著作物が掲載された教材を当該障害又は日本語に通じないことにより教科書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するために増製し、又は提示し、若しくは提示するために必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」と、同法第八十六条第三項中「第三十三条の二第二項及び第五項」とあるのは「第三十三条の二第一項、第二項及び第五項」とする。

(標準教科用特定図書等の発行の通知等)

第十七条 文部科学大臣は、前条第二項の規定による報告に基づき、標準教科用特定図書等の発行を予定している者にその発行をすべき標準教科用特定図書等の種類及び部数を通知しなければならない。

2 (略)

附 則

(著作権法の特例)

第四条 前条に規定する障害のある児童及び生徒並びに日本語に通じない児童及び生徒の双方の学習の用に供するために行う教科用特定図書等の発行並びに当該発行に係る教科用特定図書等についての著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十三条の三第一項及び第二項、第八十六条第三項並びに第二百二条第三項の規定の適用については、同法第三十三条の三第一項中「できる」とあるのは「できる。この場合において、複製された著作物は、当該著作物が掲載された教材を当該障害又は日本語に通じないことにより教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するために増製し、又は提示し、若しくは提示するために必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」と、同法第二項中「当該教科用拡大図書等を頒布する」とあるのは「、当該教科用拡大図書等を頒布し、又は当該教科用拡大図書等によつて当該著作物の公衆送信を行う」と、同法第八十六条第三項中「第三

十三条の三第四項」とあるのは「第三十三条の三第一項及び第四項」と、同法第百二条第三項中「レコードを」とあるのは「レコードについて、」と、「その複製物」とあるのは「、送信可能化を行い、若しくはその複製物」とする。

○ 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）（抄）（附則第六条関係）（傍線部分は改正部分）

改正後	<p>（教科書）</p> <p>第六条 産業教育に関する教科書の編修、検定及び発行に關しては、産業教育の特殊性に基づき、特別の措置が講ぜられなければならない。</p>
改正前	<p>（教科用図書）</p> <p>第六条 産業教育に関する教科用図書の編修、検定及び発行に關しては、産業教育の特殊性に基づき、特別の措置が講ぜられなければならない。</p>

○ 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（<u>教科書</u>の編修、検定及び発行に関する特別措置）</p> <p>第四条 通信教育に関する<u>教科書</u>の編修、検定及び発行に 関しては、その特殊性に鑑み、特別の措置が講ぜら れなければならない。</p> <p>2 国は、政令で定めるところにより、通信教育に関す る<u>教科書</u>で政令で定めるものを発行する者に対し、予 算の範囲内において、その編修及び発行に要する経費 の一部を補助することができる。</p>	<p>（<u>教科用図書</u>の編修、検定及び発行に関する特別措置 ）</p> <p>第四条 通信教育に関する<u>教科用図書</u>の編修、検定及び 発行に 関しては、その特殊性にかんがみ、特別の措置 が講ぜられなければならない。</p> <p>2 国は、政令で定めるところにより、通信教育に関す る<u>教科用図書</u>で政令で定めるものを発行する者に対し 、予算の範囲内において、その編修及び発行に要する 経費の一部を補助することができる。</p>

○ 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）（抄）（附則第八条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（国及び都道府県の行う就学奨励）</p> <p>第二条 都道府県は、当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する特別支援学校又は当該都道府県の区域内の地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人の設置する特別支援学校若しくは私立の特別支援学校への児童又は生徒の就学による保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては第二号から第六号までに掲げるものについて、高等部（専攻科を除く。）の生徒に係るものにあつては第一号から第五号までに掲げるもの（付添人の付添いに要する交通費を除く。）について、その全部又は一部を支弁しなければならぬ。</p> <p>一 学校教育法第三十四条第一項に規定する教科書及び同法附則第九条に規定する教科用の教材の購入費</p> <p>二 六（略）</p> <p>二 四（略）</p>	<p>（国及び都道府県の行う就学奨励）</p> <p>第二条 都道府県は、当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する特別支援学校又は当該都道府県の区域内の地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人の設置する特別支援学校若しくは私立の特別支援学校への児童又は生徒の就学による保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては第二号から第六号までに掲げるものについて、高等部（専攻科を除く。）の生徒に係るものにあつては第一号から第五号までに掲げるもの（付添人の付添いに要する交通費を除く。）について、その全部又は一部を支弁しなければならぬ。</p> <p>一 教科用図書 の購入費</p> <p>二 六（略）</p> <p>二 四（略）</p>

改正後	改正前
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 文部科学省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 九（略）</p> <p>十 教科書の検定に関すること。</p> <p>十一 教科書の発行及び義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。）において使用する教科書等（義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第二条第二項に規定する教科書等をいう。）の無償措置に関すること。</p> <p>十二 九十五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務の特例）</p> <p>2 文部科学省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の職業に関する教科書の教科書及び特別支援学校の教科書の編修及び改訂に関する事務をつかさどる。</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 文部科学省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 九（略）</p> <p>十 教科用図書<small>の</small>検定に関すること。</p> <p>十一 教科用図書<small>その他の</small>教授上用いられる図書の発行及び義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。）において使用する教科用図書の無償措置に関すること。</p> <p>十二 九十五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務の特例）</p> <p>2 文部科学省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の職業に関する教科の教科用図書及び特別支援学校の教科用図書の編修及び改訂に関する事務をつかさどる。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（複製物の使用についての経過措置）</p> <p style="text-align: center;">第二条（略）</p> <p>2 施行日前に旧法第百二条第一項において準用する旧法第三十条の四又は第四十七条の四から第四十七条の九までの規定の適用を受けて作成された実演若しくはレコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の複製物の使用については、<u>著作権法第百二条第八項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u>この場合において、旧法第百二条第九項第一号中「を公衆に提示した」とあるのは「の公衆への提示（送信可能化を含む。第八号において同じ。）を行った」と、同項第八号中「を公衆に提示した」とあるのは「の公衆への提示を行った」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（複製物の使用についての経過措置）</p> <p style="text-align: center;">第二条（略）</p> <p>2 施行日前に旧法第百二条第一項において準用する旧法第三十条の四又は第四十七条の四から第四十七条の九までの規定の適用を受けて作成された実演若しくはレコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の複製物の使用については、<u>新法第百二条第九項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u>この場合において、旧法第百二条第九項第一号中「を公衆に提示した」とあるのは「の公衆への提示（送信可能化を含む。第八号において同じ。）を行った」と、同項第八号中「を公衆に提示した」とあるのは「の公衆への提示を行った」とする。</p>